

3.2 治水・利水対策の推進について

(国土交通省)

【内容】

- (1) 水害や土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。特に、庄内川における洗堰の締切りに向けた河川改修事業及び豊川における霞堤の対策を強力に推進すること。
- (2) 市街地などにおける浸水被害を軽減するために、防災・安全交付金など国の強力な支援により、県管理河川の河川改修事業を促進すること。特に、平成23年9月の台風15号豪雨災害の再度災害防止を図るため、地蔵川及び八田川の整備を促進すること。
- (3) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。合わせて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

(背景)

- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、洪水の想定氾濫区域は県土のおよそ2割を占め、区域内には約300万人が居住し40兆円を超える資産が存在している。近年、市街地などにおいてゲリラ豪雨などによる浸水被害が多発しており、県民が安全で安心な社会生活を営むためには、河川改修、ダム建設、既存施設等の徹底的な機能確保や広域的な危機管理対策を図り、水害を軽減する必要がある。
- 平成23年9月の台風15号豪雨では、庄内川上流域である岐阜県多治見市を中心に累加雨量で496mmを記録する大雨となった。愛知県においても、春日井市出川町で最大時間雨量85mm、累加雨量301mmを記録する大雨となり、名古屋市や春日井市などで大きな浸水被害が発生した。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）により事業進捗が図られてきたが、同台風により、激特事業後初めて洗堰から越水したため、洗堰の締切りに向けた西枇杷島地区の狭窄部対策などを求める声が強まっている。また、激特事業区間から上流の名古屋市守山区で越水するなど、被害が生じたことから、激特区間上流部での河川改修と、流出土砂による災害防止のための庄内川水系砂防事業を推進する必要がある。さらに、豊川においても、霞堤から氾濫し、甚大な浸水被害が発生したことから、早期の対策が必要である。
- 庄内川の支川である県管理河川の八田川においても、庄内川よりも堤防が低いことから、同台風により越水し、また、地蔵川においても河道の流下能力不足から越水及び内水氾濫により、大きな浸水被害が発生した。そのため、地蔵川については排水機場整備、八田川については堤防整備による、緊急的な再度災害防災対策が必要である。

- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト縮減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、水没地域に土地を有する地権者等に対する補償や、地元設楽町民の日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

(参 考)

◇県内の主な水害・渇水の状況

